

伊勢崎市境運動施設利用団体登録制度

登録制度の概要

この利用団体登録制度は、スポーツ活動の健全な発展を推進するため、境運動施設の事前予約の申し込みをされる全ての団体の皆さんに登録していただく制度です。

これにより利用者交流の促進や運営の向上を目指します。

1) 登録の基準

組織体制（代表者・会員名簿・活動計画等）が整備されている団体であり、下記のいずれかの条件を満たす団体とする。

○伊勢崎市スポーツ協会加盟団体に登録している市内の団体

○構成員の全員が市内在住・在勤・在学であり5人以上で構成する団体。

※ただし、代表者は満18歳以上（高校生を除く）とし、家族だけの登録や、同種目での重複登録は不可とする。

また、定期券利用者は、定期券を発行した団体を登録団体とする。

2) 登録申請

登録を行う団体は以下の書類を提出すること。

①利用団体シート

②会員名簿

3) 登録期間等

年度登録（1年更新）とする。年度途中の登録は、随時受付ける。

4) 登録の範囲

この登録は、華蔵寺運動施設・赤堀運動施設・あずま運動施設との共通の登録とする。

5) 登録情報の取扱い

この団体登録制度にて収集した個人情報、以下の目的以外には使用しません。

①「伊勢崎市スポーツ施設」の管理運営のため

②利用団体案内（活動内容・代表者連絡先）

※②は、団体情報の公開欄で公開を希望すると記入した団体のみ。

※団体名と代表者氏名は、原則公開とする。